

事業者の皆さんへ

事業系の資源・ごみはすべて有料です

『事業系資源・ごみ』とは、会社や飲食店・商店などの**事業活動に伴って発生する資源・ごみ**のことです。**事業活動とは**、単に営利を目的とするものだけでなく、教育、社会福祉事業・公共サービスなどの活動も含まれます。

また、**従事する職員の飲食に伴い発生する資源・ごみ**も含まれます。

《注意していただくこと》

事業系のプラスチック、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ・発泡スチロールは、資源として回収することは、江東区では行っていません。

民間回収ルートをご活用ください。また、有料ごみ処理券を貼付し、「燃やすごみ」又は「燃やさないごみ」に分別して、それぞれの収集日に排出することもできます。

事業系ごみ有料化の3つの目的

自己処理責任の徹底

事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが、法律で規定されています。

ごみの排出抑制・再利用・資源化の促進

事業系ごみの有料化及び資源物の有効利用を行い資源化を促進することによりごみの減量化を一層進めます。

負担の公平性の確保

ごみ量に応じた手数料を負担することにより公平性を確保します。

事業系資源物のリサイクル

リサイクル可能なものは、リサイクルルートに乗せましょう。

リサイクル可能なもの

新聞、雑誌、ダンボール、チラシ、封筒、ペーパータオル、シュレッダーくず、びん類、缶類、発泡スチロール、食品トレイ、ペットボトル、PPバンド、ポリエチレンフィルム(ストレッチフィルム)、廃油、蛍光灯、電池、トナー等

※このうち、江東区では事業系資源として古紙(新聞、雑誌、ダンボール)を回収しています。その他のものについては、自主的に民間の回収ルートをご活用ください。

江東区内の事業者

1 ごみを事業系ごみと家庭ごみとに分けて出してください。

事業系ごみと家庭ごみを分けて出してください。
※事業系ごみと家庭ごみを分けずに出されますとすべて有料ごみ処理券が必要となります。
※1日平均(臨時に排出する場合を含む。)50kg以上のごみを排出する事業者は、自ら処分(又は処理業者に委託)するようお願いします。

すべて有料



ごみを分別



—家庭ごみでも10kg/日以上は有料です。—

2 有料ごみ処理券は次のように適正に貼ってください。

袋で出す場合

袋の容量に見合った有料ごみ処理券を選んで上部の見やすいところに貼ってください。



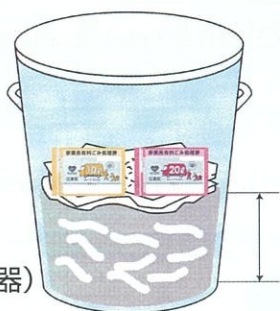
容量に見合った有料ごみ処理券がない場合

2枚以上組み合わせて選んでください。



容器で出す場合

ごみ容量に応じて有料ごみ処理券を選んで、上部の見やすいところに貼ってください。



(60L 容器)

30L (半分)

袋を利用して容器で出す場合

袋の数に関係なくごみ容量に応じた有料ごみ処理券を一番上の袋に貼ってください。



(45L 容器)

容器で直接ごみを出す場合

ごみの上に新聞紙などを置き、そこに有料ごみ処理券を貼ってください。
※容器・ふたに有料ごみ処理券は貼らないでください。



(45L 容器)

※90L以下の袋又は容器をご使用ください。

※厨芥(生)ごみは、よく水を切り、45L以下の袋(又は60L以下の容器)をご使用ください。

3 有料ごみ処理券には必ず屋号等を記入してください。



忘れずに記入
してください。

※有料ごみ処理券は盗難防止のためお店や会社の
名前、屋号等を記入してきちんと貼ってください。

※雨などで消えないように、油性ペン等で記入して
ください。

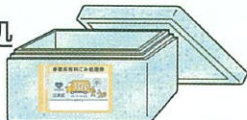
以上のルールを守っ

がごみを出すときは

4 袋に入れにくい場合は次のように出してください。

○ 発泡スチロール

1個につき10ℓの有料ごみ処理券を1枚貼ってください。



○ 蛍光灯（長さ120cmまで）

割れないように箱に入れて5本まとめて10ℓの有料ごみ処理券を1枚貼ってください。



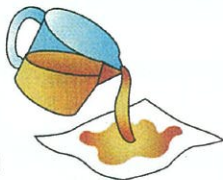
○ 電池類

両極をセロハンテープで覆う等、絶縁してから袋の容量に見合った有料ごみ処理券を貼ってください。



○ 廃油

液状のままでは、収集できません。凝固剤等で固めるか、紙や布等に染み込ませて、袋の容量に応じた有料ごみ処理券を貼ってください。



○ 一斗缶（中身が空の場合）

中身が空の一斗缶は、1個につき10ℓの有料ごみ処理券を1枚貼ってください。



※液体は、収集できません。

○ 一斗缶（容器として使用した場合）

中にごみを入れた一斗缶は、1個につき20ℓの有料ごみ処理券を1枚貼ってください。



※液体は、収集できません。

○ 畳袋（畳ごみ）

畳袋（通称：おいなりさん）は、ごみが飛散しないよう上部を縫合し45ℓの有料ごみ処理券を貼ってください。



※有料ごみ処理券が貼られていない事業系ごみは、清掃事務所では収集しません。

※事業系の粗大ごみ及び家電リサイクル法対象品も清掃事務所では回収を行っていません。

ごみの減量にご協力をお願いいたします。

有料ごみ処理券は、右の張紙があるお店またはコンビニエンスストアか区役所（清掃リサイクル課）、清掃事務所でお求めください。



※他区の有料ごみ処理券は、使用できません。

事業系有料ごみ処理券（シール） R5.10.1改定

小・10ℓ券	1セット 10枚	870円
中・20ℓ券	1セット 10枚	1,740円
大・45ℓ券	1セット 10枚	3,910円
特大・70ℓ券	1セット 5枚	3,045円



有料粗大ごみ処理券取扱所

江東区

て出してください。

事業系の資源・ごみの分別方法

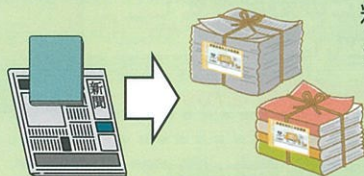
※ 事業系のプラスチック、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ・発泡スチロールは資源として回収することは、江東区では行っていません。

○ 地区

資源 (古紙)

新聞、雑誌、雑がみ

A4サイズに折りたたみ高さ10cmにつき10ℓの有料ごみ処理券を貼ってください。

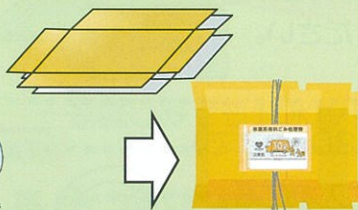


シュレッダーくずは袋に入れて、袋の容量に応じて有料ごみ処理券を貼ってください。



ダンボール

2枚につき10ℓの有料ごみ処理券を貼ってください。



週1回



燃や す ご み



生ごみ(水切りをする)

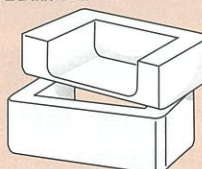
タバコの吸い殻

皮革製品など



ペットボトル

発泡製品など



紙くずなど



ゴム製品など
(30cm程度に裁断)



プラスチック類



衣類など

木の枝・草花
(30cm程度に裁断)

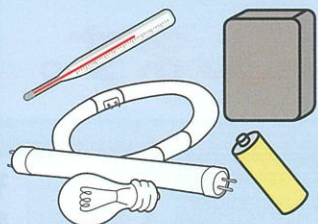


週2回



燃や さ な い ご み

電池(充電式含む)・ 蛍光灯・水銀製品等



蛍光灯・水銀体温計・
水銀血圧計・乾電池
電池内蔵型小型家電

発火性の製品



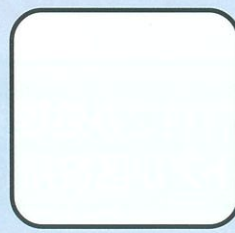
スプレー缶等は使い切っ
てから出してください。

燃やさないごみ



陶磁器・硝子製品・
金属製品など

隔週1回



※上記3種類に分けて、それぞれを透明な袋か容器に入れて出してください。

お問い合わせ



清掃リサイクル課

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

江東区清掃事務所

〒135-0052 江東区潮見1-29-7

電話 03-3647-9181

FAX 03-5617-5737

電話 03-3644-6216

FAX 03-3699-9520

事業系リサイクルについて

古紙、びん、缶：江東リサイクル協同組合

電話 03-5617-1355